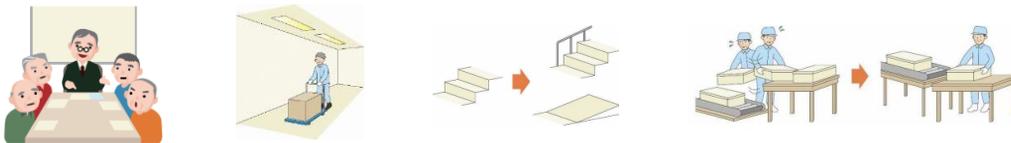


# エイジフレンドリーガイドライン (高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン)



## 働く高齢者の特性に配慮した安全な職場を目指しましょう



### 1 安全衛生管理体制の確立

#### ● 経営トップによる方針表明と体制整備

経営トップが高齢労働者の労働災害防止対策に取り組む方針を表明し、対策の担当者を明確化します。労働者の意見を聴く機会を設けます。

#### ● 高齢労働者の労働災害防止のためのリスクアセスメントの実施

高齢労働者の身体機能の低下等による労働災害発生リスクについて、災害事例やヒヤリハット事例から洗い出し、優先順位をつけて2以降の対策を実施します。

### 2 職場環境の改善

#### ● 身体機能の低下を補う設備・装置の導入（主としてハード面の対策）

身体機能の低下による労働災害を防止するため施設、設備、装置等の改善を行います。

#### ● 高齢労働者の特性を考慮した作業管理（主としてソフト面の対策）

敏捷性や持久性、筋力の低下等の高齢労働者の特性を考慮して作業内容等の見直しを行います。

### 3 高齢労働者の健康や体力の状況の把握

#### ● 健康状況の把握

雇入れ時および定期的健康診断を確実に実施するとともに、高齢労働者が自らの健康状況を把握できるような取組を実施するよう努めます。

#### ● 体力の状況の把握

事業者、高齢労働者双方が当該高齢労働者の体力の状況を客観的に把握し必要な対策を行うため、主に高齢労働者を対象とした体力チェックを継続的に行うよう努めます。

※ 健康情報等を取り扱う際には、「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取り扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針」を踏まえた対応が必要です。

### 4 高齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応

#### ● 個々の高齢労働者の健康や体力の状況を踏まえた対応

・基礎疾患の罹患状況を踏まえ、労働時間の短縮や深夜業の回数の減少、作業の転換等の措置を講じます。

・個々の労働者の状況に応じ、安全と健康の点で適合する業務をマッチングさせるよう努めます。

#### ● 心身両面にわたる健康保持増進措置

「事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）」や「労働者の心の健康の保持増進のための指針（メンタルヘルス指針）」に基づく取組に努めます。

### 5 安全衛生教育

#### ● 高齢労働者、管理監督者等に対する教育

労働者と関係者に、高齢労働者に特有の特徴と対策についての教育を行うよう努めます。

（再雇用や再就職等で経験のない業種、業務に従事する場合、特に丁寧な教育訓練を行います。）

## エイジフレンドリー補助金

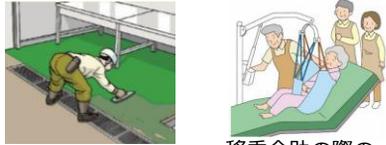
- エイジフレンドリー補助金では、「エイジフレンドリーガイドライン」に基づき、高齢労働者（60歳以上）の労働災害防止に取り組む**中小企業事業者の皆さまを支援しています。**
- 高齢労働者の労働災害防止対策、労働者の転倒・腰痛防止のための専門家による運動指導等の実施、労働者の健康保持増進に取り組む際は、エイジフレンドリー補助金を是非、ご活用ください。（次ページ参照）

エイジフレンドリー  
補助金



# 「令和6年度エイジフレンドリー補助金」のご案内

補助金交付申請受付期間 令和6年5月7日～令和6年10月31日

	① 高齢労働者の労働災害防止対策コース	② 転倒防止や腰痛予防のためのスポーツ・運動指導コース	③ コラボヘルスコース
対象事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>労災保険に加入している中小企業事業者 かつ、1年以上事業を実施している</li> <li>役員、派遣労働者を除く、以下の労働者を雇用している</li> <li>高齢労働者（60歳以上）を常時1名以上雇用している</li> <li>対象の高齢労働者が補助対象に係る業務に就いている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>労働者（年齢制限なし）を常時1名以上雇用している</li> </ul>	
補助対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>1年以上事業を実施している事業場において、高齢労働者の身体機能の低下を補う設備・装置の導入その他の労働災害防止対策に要する経費（機器の購入・工事の施工等）</li> </ul>  <p>水場における防滑性能の高い床材等の導入 移乗介助の際の身体的負担を軽減する機器の導入</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>労働者の転倒防止や腰痛予防のため、専門家（医師、理学療法士、健康運動指導士、労働安全・衛生コンサルタント、アスレティックトレーナー）等による運動プログラムに基づいた身体機能のチェック及び専門家等による運動指導等に要する経費</li> </ul> <p>★ 転倒防止、腰痛予防の運動指導等に限りません。物品の購入はできません。</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業所カルテや健康スコアリングレポートを活用したコラボヘルス等、労働者の健康保持増進のための取組に要する経費</li> <li>… 産業医、保健師、労働衛生コンサルタント等による健康教育等</li> <li>… コラボヘルスを推進するためのシステムの導入</li> <li>… 栄養指導・保健指導等</li> </ul> <p>★ 事業主健診情報が保険者に提供されていることが補助の前提です</p>
補助率	補助率：1/2	補助率：3/4	
上限額	上限額：100万円（消費税を除く）	上限額：30万円（消費税を除く）	
複数コース併せての上限額は100万円です。希望コースをまとめて申請してください。			

【参考】対象となる中小企業事業者の範囲

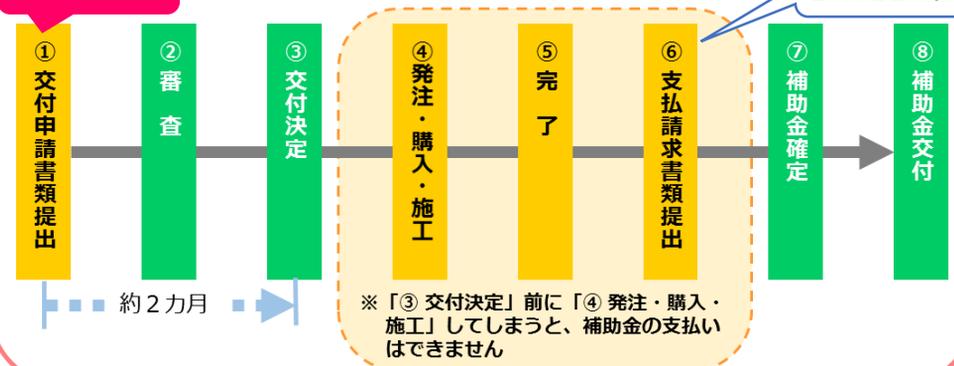
業種	常時使用する労働者数	資本金又は出資の総額
小売業	小売業、飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業	50人以下 または 5,000万円以下
サービス業	医療・福祉（※）、宿泊業、娯楽業、教育・学習支援業、情報サービス業、物品賃貸業、学術研究・専門・技術サービス業など	100人以下 または 5,000万円以下
卸売業	卸売業	100人以下 または 1億円以下
その他の業種	製造業、建設業、運輸業、農業、林業、漁業、金融業、保険業など	300人以下 または 3億円以下

※ 医療・福祉法人等で資本金・出資がない場合には、労働者数のみで判断することとなります。

## 補助金申請の流れ

令和6年 10月31日期限

令和7年 1月31日期限



この補助金は、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会が補助事業の実施事業者（補助事業者）となり、中小企業事業者からの申請を受けて審査等を行い、補助金の交付決定と支払を実施します。

「事業場規模」「高齢労働者の雇用状況」「対策・取組の内容」等を審査の上、交付を決定します。全ての申請者に補助金が交付されるものではありません。

（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会「エイジフレンドリー補助金事務センター」

（ホームページ <https://www.jashcon-age.or.jp>）



関係書類送付先	〒105-0014 東京都港区芝1-4-10 トイヤビル5階 エイジフレンドリー補助金事務センター 交付申請書類は「申請担当」宛へ、支払請求書類は「支払担当」宛へお送りください。 関係書類は郵送または宅配便のみでの受付となります（メールでの申請はできません）	
お問合せ先	申請担当 電話：03（6381）7507 FAX：03（6381）7508	支払担当 電話：03（6809）4085 FAX：03（6809）4086
受付時間	平日10:00～12:00/13:00～16:00 <8月13～16日、12月29日～1月3日を除く>	